

西郷村総合庁舎会議室使用料条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西郷村総合庁舎会議室使用料条例（令和8年西郷村条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の時間)

第2条 西郷村総合庁舎会議室（以下「会議室」という。）の使用時間は、9時から21時までとする。

(使用の受付)

第3条 会議室の受付は会議室を使用する日の1箇月前の応当日から行うものとし、土日祝日の使用については当日の受付は行わないものとする。

(使用の許可)

第4条 会議室を使用しようとする者は、西郷村総合庁舎会議室使用許可申請書（様式第1号）（以下「使用許可申請書」という。）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、会議室の管理上必要があるときは、その許可に条件を付することができる。

(使用料の納期)

第5条 条例第2条に規定する使用料は、村が発する納入通知書により使用期日前までに納めるものとする。

(使用料の減免)

第6条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。

- (1) 国、地方公共団体及びその附属機関が使用する場合 全額免除
- (2) 公共的団体が使用する場合 全額免除
- (3) 村が後援して行う行事に使用する場合 全額免除
- (4) 村民が非営利を目的に使用する場合 全額免除
- (5) 村民が営利を目的に使用する場合 半額免除
- (6) その他、村長が必要と認める場合 全額免除又は半額免除

(使用許可の取消し)

第7条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は中止させることができる。

- (1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が第3条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (2) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (3) 次条各号に定める事由が生じたとき。

2 前項の規定により使用の許可を取り消し、又は中止させたことにより、生じた使用者の損害については、その賠償の責任を負わない。

(使用の制限)

第8条 村長は、その使用の目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しない。

(1) 公益を害するおそれがあるとき。

(2) 施設を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 村長が適当でないと認めるとき。

(目的外使用の禁止)

第9条 使用者は、許可を受けた使用目的以外に会議室を使用し、若しくは転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(使用者の義務)

第10条 使用者が会議室の使用上特別の設備を使用するときは、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。

2 使用者は、物品の販売又は寄附募集行為をしてはならない。ただし、村長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 使用者は、その使用の終わったとき又は取り消されたときは、直ちにその場所を清掃し、原形に復さなければならない。

4 村長は、使用者が前項の規定による措置を行わないときは、使用者に代わってこれを行い、その費用を徴収する。

5 会議室の使用については、全て職員の指示を受けなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、会議室の使用に際して、建物、附属施設若しくは備品を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。